

○国土交通省告示第 号

船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第百十五條の四の二の規定に基づき、船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示を次のように定める。

平成二十六年 月 日

国土交通大臣 太田 昭宏

船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号。以下「規程」という。）において使用する用語の例による。

（騒音レベルの許容値）

第二条 規程第百十五條の四の二第一項第一号の告示で定める値は、場所及び船舶の総トン数ごとに別表第一に掲げる値とする。

（居住区域における隔壁及び甲板の遮音性能）

第三条 規程第百十五條の四の二第一項第二号の告示で定める要件は、別表第二の左欄に掲げる設置場所に応じ、それぞれ重みつき音響透過損失が同表の右欄に定める値以上であることとする。

（騒音から船員を保護するために備える設備及び備品）

第四条 規程第百十五條の四の二第二項第一号の告示で定める設備及び備品とは、騒音レベルが八十

- 五デシベルを超える場所に対して備え付けられるものであって、次の各号に掲げるものとする。
- 一 管海官庁が適当と認める方法により備え付けられた、図記号及び補助標識（船員が通常業務に従事する場合において使用される言語によるもの）からなる警告標識。
 - 二 当該場所に入入りする船員に使用させるための、管海官庁が適当と認める聴覚保護具。

附 則

この告示は、平成二十六年七月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）

場所の名称	騒音レベルの許容値（デシベル）	
	騒音レベルの許容値 （トン数千六百トン 以上一万吨未満の 船舶）	騒音レベルの許容値 （トン数一万吨 以上の船舶）
機関室	110	110
機関制御室	75	75
作業室（機関区域に該当するものを除く。）	85	85
船橋	65	65

船橋のウイング及び窓を含む監視場所	70	70
無線電信室	60	60
船員室及び病室	60	55
食堂	65	60
休憩室	65	60
暴露甲板上の休憩場所	75	75
事務室	65	60
調理室	75	75
配膳室及び食料品室	75	75
通常人の立ち入らない区画室	90	90

別表第二 (第三条関係)

設置場所	重みつき音響透過損失 (デシベル)	
船員室間	35	
公室と船員室又は病室との間	45	

通路と船員室との間	30
船員室間(戸が設置されている場合)	30